

太陽光発電、石炭火力発電、天然ガス火力発電、超電導発電、高効率ヒートポンプ、家庭用燃料電池、ビルや住宅、家電の省エネ、高性能電力貯蔵など。勿論、住宅、道路、インフラ、建材などの中からも個別株が台頭してくる。

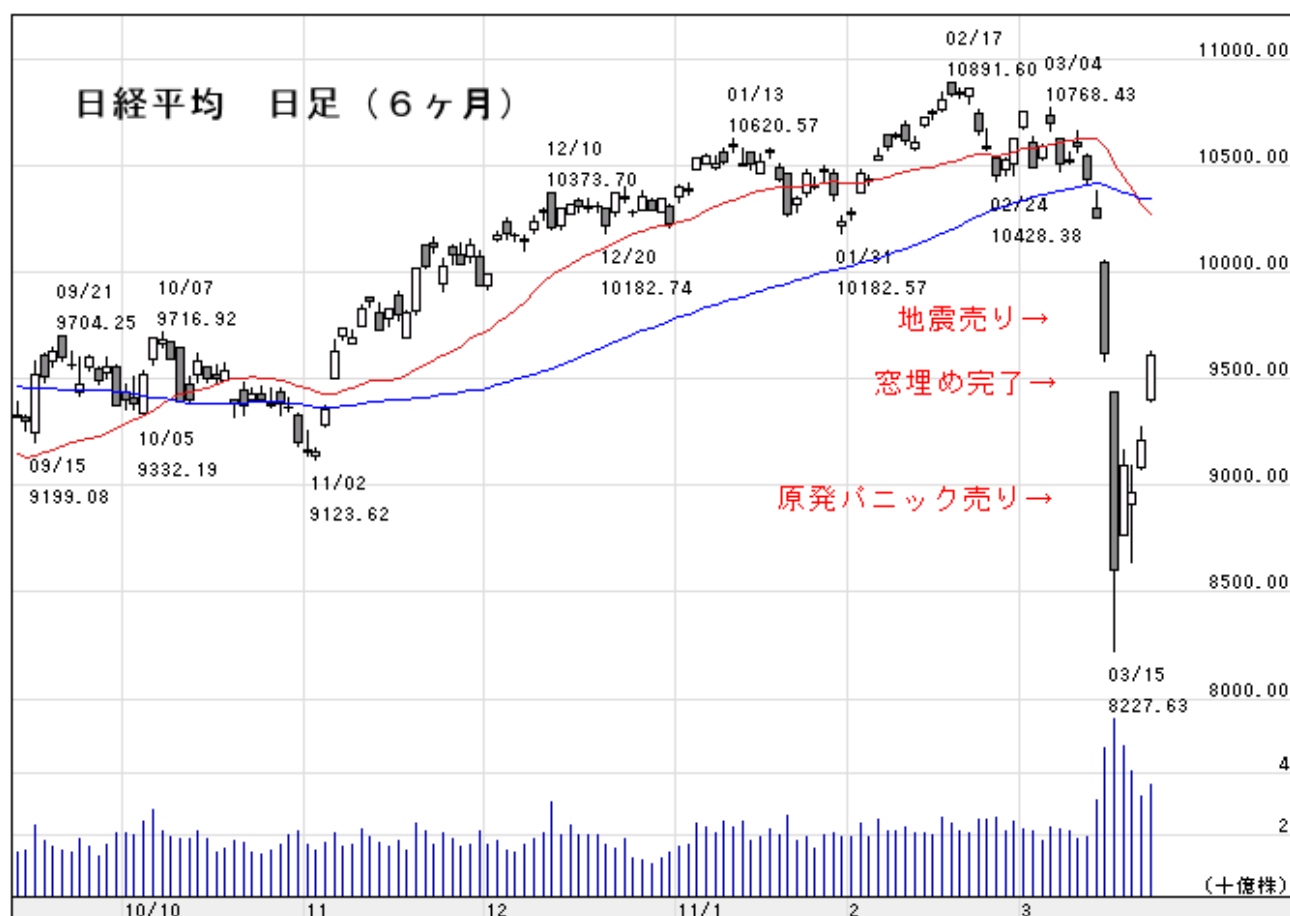
当面の見通し

震災から一週間余りの時が過ぎましたが、被災された地域の方々、及び「原発」の影響を受けているの方々に対しまして、重ねてお見舞い申し上げます次第であります。

さて、完全にブチ壊れの様相となった東京市場も、取り敢えず“**初戻り**”の動きが急となってきた様です。22日には、日経平均も「**9600円台**」の水準に戻し、短期的には想定以上のものが出てきた様に思います。その背景には、**外国人（特に米国筋）による“介入”**があるものと思われませんが、それは**米国サイドからの強気なコメントや寄り前動向（大幅な買い越しが5日連続）**にも表われている様です。現在の東京市場は言う迄もなくこの**外国人の占有率が高く、自らの介入によって市場の安定化を図っているもの**と思われれます。

もっとも、その動きにも**強弱のリズム**があるのも当然で、**投資家の対応もそれに合わせた行動が必要**になってくるものと思われれます。定石的には**急落直後に見せた最初の大買い（14日の47億株）**が**大きなカベになるもの**と思われ（日経平均で**10000～9500円レベル**）、当面はその範囲の戻りを中心にして**枠の確保**に努めて頂ければと思います。波乱相場では逆張り戦法が有効！であり、枠さえ有ればやり様は幾らでもあります。

※震災直前の日経平均は10360円前後であり、その後のダメージを考えれば1万円近い水準は無いと考えるのが定石。又、原発リスクが大きく報道され始めたのが9600円の水準であり、そのレベルまで戻したとなると、目先の反発も少々行き過ぎの状況になりつつある様に思います。



○リスクについて

■株式は、株価変動による元本の損失を生じるおそれがあります。また、信用取引を行う場合は、各証券会社が定める委託保証金の差し入れが必要です。信用取引は、小額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が多額となり差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。外国株式の場合、為替相場によっても元本の損失を生じるおそれがあります。

■債券は、金利水準の変動等により価格が上下することから、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準に加えて、為替相場の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。

■投資信託は、銘柄により異なるリスクが存在しており、各銘柄の組み入れ有価証券の価格の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。各銘柄の組み入れ有価証券の価格の変動により元本の損失を生じるおそれがあります。各銘柄のリスクにつきましては目論見書等をお読み下さい。

■株価指数先物取引は、対象とする株価指数の変動により差し入れた証拠金（元本）を上回る損失を生じるおそれがあります。証拠金の現在価値が維持証拠金額を下回った場合、不足額を所定の期日までに取引の証券会社に差し入れていただく必要があります。（ポジションの全部または一部を決済することによっては追加証拠金を差し入れるべき状態は解消されませんので、ご注意ください。）また、海外指数先物取引は、外国金融商品市場で行なわれる取引であることから、対象銘柄が国内金融商品取引所で行われる取引と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。

■株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、差し入れた証拠金（元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。特に売方の損失可能性は、理論上は無限度となります。

>>詳しくは、各証券会社WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示または契約締結前交付書面等をご確認ください。

□各証券会社の重要事項説明一覧は <http://www.sharetive.co.jp/company/risk.html> からご確認ください。

□各証券会社の委託手数料一覧は <http://www.sharetive.co.jp/securities/fee.html> からご確認ください。

○お取引にあたって

各証券会社で取り扱っている商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、各証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面などをご確認ください。

【金融商品仲介業者の商号】

株式会社シェアティブ 【関東財務局長（金仲）第 332 号】
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-12 第 2 横山ビル 5F
電話 03-5510-5972 URL <http://www.sharetive.co.jp>

【代理権の不存在について】

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。

【金銭および有価証券の預託について】

当社は、お客様から直接、金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

【所属金融商品取引業者の商号】

- ・株式会社証券ジャパン 【関東財務局長（金商）第 170 号】（加入協会）日本証券業協会
- ・ 트레이ダーズ証券株式会社 【関東財務局長（金商）第 123 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会
- ・株式会社SBI証券 【関東財務局長（金商）第 44 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会
- ・ ひまわり証券株式会社 【関東財務局長（金商）第 150 号】（加入協会）日本証券業協会、（社）金融先物取引業協会、（社）日本証券投資顧問業協会

この資料は投資判断の参考となる情報提供を目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。銘柄の選択、投資に関する最終決定はご自身の判断でお願いいたします。本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、その正確性、完全性を保証したものではありません。本資料に示された意見や予測は、資料作成時点での各情報元となる投資顧問会社の見通しであり、今後予告なしに当該投資顧問会社の判断で随時変更することがあります。また、本資料のコンテンツおよび体裁等は当社の判断で随時変更することがあります。

当社は、金融商品仲介業者であり、投資運用業および投資助言・代理業は行っておりません。従いまして、お客様へ報酬の対価として売買の指図、運用のアドバイスなどは一切行いません。本レポートに掲載する内容は、全て財務局の登録のある会社から転載したものであり、シェアティブ独自で作成する内容ではございません。